		倫理・価値観								方法論					
		1	公共の利益への責任	2	誠実さ	3	人々への敬意	4	独立性	5	体系的調査	6	有用性	7	専門的能力の保持・研鑽
A	評価契約	委	評価を委託する者は、評価目的の設定、評価する者の選定、評価業務の範囲・手法の策定にあたり、公共の利益に配慮すべきである。	委		委		委	評価を委託する者は、評価目的に照らしあわせて、許容されない利害関係を明確にし、評価する者を選定する基準に含める必要がある。評価対象の事業やプログラムの価値を明確にし、説明責任を主な目的とする評価（総括評価）を委託する場合、評価対象の事業、プログラムの形成、実施に関与、もしくは意思決定に責任を有する者や組織への委託は避けるべきである。	委	評価を委託する者は、委託する評価業務の範囲、評価手法を具体化し、適切な予算とスケジュールを確保する必要がある。予算・時間の制約や評価手法の限界を踏まえた上、複数の評価手法、情報源を組み合わせて、評価結果の客観性を確保すべきである。	委	評価を委託する者は、契約締結に先立ち明確な評価目的を設定すべきである。 評価を委託する者は、契約締結時点において評価結果の利用方法及び開示を明確にすべきである。契約締結に先立ち、過去の評価結果の利用方法を検証し、より効果的な利用方法を検討すべきである。	委	評価を委託する者は、評価目的に照らしあわせて、評価に必要とされる能力を明確にし、評価する者を選定する基準に含めるべきである。
		評	評価する者は、予算、評価業務の範囲、評価手法の選定や限界、評価結果の利用方法及び開示等につき、評価を委託する者と誠実に交渉し、公共の利益を損なわない範囲内で他の利害関係者の意見にも配慮すべきである。	評	評価をする者は、利害関係の開示が求められなくとも、評価を委託する者に対して、利害関係を開示すべきである。想定されうる利害関係としては、評価を委託する者との雇用関係や他の契約、評価対象の事業やプログラムへの関与等があげられる。評価をする者また属する組織が評価対象の事業やプログラムの形成、実施に関与、もしくは意思決定に責任を有する場合には、評価対象の価値を明確にし、説明責任を主な目的とする評価（総括評価）を受託すべきではない。 内部評価者が評価を実施する際にも、組織内において利害関係を周知させることが望ましい。想定されうる利害関係としては、評価対象の事業やプログラムへの関与等があげられる。評価をする者が評価対象の事業やプログラムの形成、実施に関与、もしくは意思決定に責任を有する場合には、評価対象の価値を明確にし、説明責任を主な目的とする評価（総括評価）を実施すべきではない。 評価する者は、虚偽なく、誤解を招かないよう率直に能力を開示すべきである。評価実施に必要な能力がないと判断される場合には、評価を受託すべきではない。 評価する者は、予算、評価業務の範囲、評価手法の選定や限界、評価結果の利用方法及び開示等につき、評価を委託する者と誠実に交渉し、公共の利益を損なわない範囲内で他の利害関係者の意見にも配慮すべきである。	評	評価する者は、予算、評価業務の範囲、評価手法の選定や限界、評価結果の利用方法及び開示等につき、評価を委託する者と誠実に交渉し、公共の利益を損なわない範囲内で他の利害関係者の意見にも配慮すべきである。	評	評価をする者は、利害関係の開示が求められなくとも、評価を委託する者に対して、利害関係を開示すべきである。想定されうる利害関係としては、評価を委託する者との雇用関係や他の契約、評価対象の事業やプログラムへの関与等があげられる。評価をする者また属する組織が評価対象の事業やプログラムの形成、実施に関与、もしくは意思決定に責任を有する場合には、評価対象の価値を明確にし、説明責任を主な目的とする評価（総括評価）を受託すべきではない。 内部評価者が評価を実施する際にも、組織内において利害関係を周知させることが望ましい。想定されうる利害関係としては、評価対象の事業やプログラムへの関与等があげられる。評価をする者が評価対象の事業やプログラムの形成、実施に関与、もしくは意思決定に責任を有する場合には、評価対象の価値を明確にし、説明責任を主な目的とする評価（総括評価）を実施す	評	評価する者は、予算、評価業務の範囲、評価手法の選定や限界、評価結果の利用方法及び開示等につき、評価を委託する者と誠実に交渉し、公共の利益を損なわない範囲内で他の利害関係者の意見にも配慮すべきである。	評	評価する者は、評価目的が明確でない場合、評価を委託する者に助言を行い、適切な評価目的が設定されるよう支援すべきである。	評	評価する者は、虚偽なく、誤解を招かないよう率直に能力を開示すべきである。評価実施に必要な能力がないと判断される場合には、評価を受託すべきではない。
		委・評	契約文書（もしくはそれに準ずるもの）では、日本評価学会「評価者倫理・スタンダード」（仮称）を尊重する点に言及することが望ましい。	委・評	契約文書（もしくはそれに準ずるもの）では、日本評価学会「評価者倫理・スタンダード」（仮称）を尊重する点に言及することが望ましい。	委・評	契約文書（もしくはそれに準ずるもの）では、日本評価学会「評価者倫理・スタンダード」（仮称）を尊重する点に言及することが望ましい。	委・評	契約文書（もしくはそれに準ずるもの）では、日本評価学会「評価者倫理・スタンダード」（仮称）を尊重する点に言及することが望ましい。 評価する者・評価を委託する者の間での供応や贈答、評価の協力者への謝礼は、社会通念に照らし合わせて適切な水準とすべきである。評価する者・評価を委託する者の間での供応は、双方の金銭的な負担が同水準となるよう留意すべきである。	委・評	評価実施に先立ち、評価する者・評価を委託する者の間で契約を締結する必要がある。契約文書には評価目的、評価手法、予算、評価する者への対価、契約期間、証拠資料の保管、個人情報の保護、成果品の知的所有権の帰属を含め、その取扱いを明確にする必要がある。 内部評価者が評価を実施する際にも、評価実施の条件を組織内で合意し、書面に残す必要がある。評価目的、評価手法、予算、実施期間、証拠資料の保管、個人情報の保護等は評価実施に先立ち組織内で合意を形成し、その取扱いを明確にする必 契約文書（もしくはそれに準ずるもの）では、日本評価学会「評価者倫理・スタンダード」（仮称）を尊重する点に言及することが望	委・評	契約文書（もしくはそれに準ずるもの）では、日本評価学会「評価者倫理・スタンダード」（仮称）を尊重する点に言及することが望ましい。	委・評	契約文書（もしくはそれに準ずるもの）では、日本評価学会「評価者倫理・スタンダード」（仮称）を尊重する点に言及することが望ましい。